労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)

| 三・四 (略) (1) (4) (1) (3) (略) (1) (1) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | 次に掲げる事項(4)に掲げる事項については、労働金庫連合会う。以下同じ。)における主要な事業の状況を示す指標としてイ(略)が名もの | 二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲一 (略) 省令で定めるものは、次に掲げるものとする。第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働 | 改正案 |
|--|--|--|-----|
| 三・四 (略) | 次に掲げる事項う。以下同じ。)における主要な事業の状況を示す指標として口(直近の五連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいイ(略) | 二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲一 (略) 省令で定めるものは、次に掲げるものとする。第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働 | 現 |